



四日市市  
こども  
計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月  
四日市市





# 四日市市こども計画 目次

## 第1章 こども計画の策定にあたって 1

- 1. 計画策定の背景と趣旨 ..... 1
- 2. 計画の位置づけ ..... 3
- 3. 計画期間 ..... 4
- 4. 計画の対象 ..... 4

## 第2章 こども・若者、子育て当事者を取り巻く現況 5

- 1. 人口の状況 ..... 5
- 2. 女性の就業状況 ..... 8
- 3. 婚姻に関する状況 ..... 9
- 4. こどもの現況 ..... 11
- 5. こども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題 ..... 16

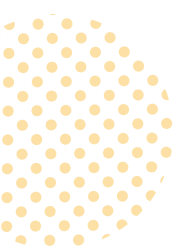
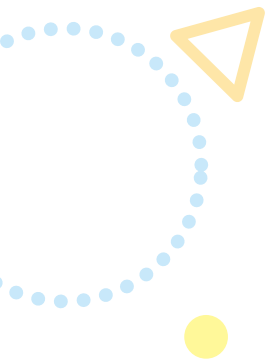
## 第3章 こども計画の基本的な考え方 29

- 1. 基本理念 ..... 29
- 2. 基本方針 ..... 30
- 3. こども・若者施策の重要事項 ..... 32
- 4. 施策の体系 ..... 35

## 第4章 本市の取組・事業 37

### 1 全世代共通 37

- 1. こどもの人権尊重 ..... 37
- 2. 遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着 ..... 41
- 3. こどもの貧困の解消 ..... 46
- 4. 障害児や医療的ケア児等への支援 ..... 49
- 5. 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ..... 55
- 6. 自殺対策や犯罪からこども・若者を守る取組 ..... 58



<b>2</b>	<b>子育て当事者</b>	<b>61</b>
1.	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	61
2.	地域子育て支援、家庭教育支援	62
3.	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	66
4.	ひとり親家庭への支援	68
<b>3</b>	<b>誕生前から就学前まで</b>	<b>69</b>
1.	切れ目のない保健・医療の確保	69
2.	成長の保障と遊びの充実	75
<b>4</b>	<b>学童期・思春期</b>	<b>79</b>
1.	安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育	79
2.	こどもの居場所づくり	84
3.	成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	88
4.	いじめ防止	90
5.	不登校のこどもへの支援	92
<b>5</b>	<b>青年期</b>	<b>93</b>
1.	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組や、結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援	93
<b>第5章 計画の推進にあたって</b>		<b>97</b>
1.	計画の数値目標と指標	97
2.	計画の推進体制	98
3.	計画の点検及び評価	98
<b>第6章 第3期四日市市子ども・子育て支援事業計画</b>		<b>99</b>
1.	量の見込みと確保方策の設定にあたって	99
2.	教育・保育の量の見込みと確保方策	102
3.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	106
4.	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	121
<b>参考資料</b>		<b>123</b>
1.	計画策定の経過	123
2.	四日市市子ども・子育て会議委員名簿	124
3.	アンケート調査の概要について	125
4.	ワークショップの概要について	125
5.	ヒアリング調査の概要について	131
6.	用語集	135



# 第1章 こども計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の主な背景

わが国では、未婚化や晩婚化、若い世代の不安定な雇用環境、出会いの機会の減少などにより、少子化が進行しています。第2次ベビーブーム期の昭和49年以降、出生数の減少が続いており、昭和49年の年間出生数は200万人を超えていましたが、平成28年には100万人を割り込み、令和5年には72万7,277人と昭和22年の統計開始以来、最少の数字となりました。若者人口が急速に減少する2030年代までに少子化を改善させることができなければ、AIなどを活用し労働生産性を向上させたとしても、国全体の経済規模の拡大は難しく、経済・社会システムの維持や国際社会における存在感を失うことが懸念されています。

一方で、令和3年6月に国立社会保障・人口問題研究所が行った第16回出生動向基本調査によると、18～34歳の未婚男女の8割以上がいずれ結婚をすることを希望しており、2人以上のこどもを育てることを理想としている調査結果が示されています。しかしながら、実際には、結婚や子育ての将来展望を描けず、希望や理想が叶わない状況にあると言われています。

また、近年、共働き世帯が増加していますが、子育てをしている人にとっては、仕事と子育ての両立の難しさや、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況があり、負担や不安、孤独感が高まっています。厚生労働省が行った令和4年国民生活基礎調査によると、子育て世帯の経済状況についても、約1割の家庭が相対的に貧困の状態にあり、特にひとり親家庭では約4割と高くなっています。

さらに、こどもに関わる問題は一層厳しさを増しており、文部科学省が行った令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、令和4年度には、小中学校における不登校児童生徒数、インターネット上のいじめの件数、児童虐待の相談対応件数が、それぞれ過去最多となっています。また、厚生労働省と警察庁の統計によると、令和5年は約800人も10～19歳のこども・若者が自殺しており、10代の死因の最多は自殺となっています。加えて、ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響も相まって、友達とのつながりの希薄化、集団活動や自然体験活動の減少など、こどもやその家庭をめぐる課題が多様化・深刻化しています。

### (2) 国の動向

こどもを取り巻く環境の変化に応じて、国は、これまで消費税の引上げにより確保した財源などを活用し、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化などの取組を進め、その他にも、児童虐待防止対策の強化、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組、SNS等を活用した相談体制の整備など、困難な状況にあるこども・若者や子育て当事者への支援についても充実を図ってきました。

また、令和5年4月1日には、「こども基本法」を施行し、日本国憲法、児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」という。)の精神にのっとり、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」、いわゆる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを示しました。

その後、政府は、「こども基本法」の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に推進するため、「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的にまとめた「こども大綱」を令和5年12月22日に閣議決定しました。

### (3)本市の状況

本市においては、平成17年度から次世代育成支援対策推進法に基づく「四日市市次世代育成支援行動計画」を、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づく「四日市市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第1期計画」という。)を、令和2年度から「第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第2期計画」という。)を推進し、令和5年3月には「第2期計画」の中間改訂を行いました。

「四日市市次世代育成支援行動計画」では、こどもが生まれ成長する過程を総合的に支援するため、8つの基本目的を掲げ、公共施設や保育所などのハード整備や子育てしながら働きやすいまちの機運醸成を進めました。

「第1期計画」では、「子ども・子育て支援新制度」が実施されることとなり、女性の就業率の上昇などに伴う保育ニーズの高まりが見られ、待機児童が発生している状況下において、「子どもと子育てにやさしいまち四日市」を基本理念に掲げ、質の高い教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を進めました。「第2期計画」においても、「第1期計画」の基本理念を継承し、学童保育所や子育て支援センターの充実、子ども医療費や不妊治療費の助成、体験や相談の機会の充実を図ってきました。また、「第2期計画」の中間改訂においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において努力義務とされた「市町村計画」として「四日市市子どもの未来応援計画」を新たに策定し、こども食堂や学習支援、経済的な支援の充実を図り、本市におけるこどもの健やかな成長に向けた子育て支援に取り組んできました。

また、本市の最上位計画である「四日市市総合計画(2020-2029)」において、4つの重点的横断戦略プランのひとつとして「子育てするなら四日市+(プラス)」を位置づけ、「第2期計画」との整合を図りながら、こども・子育て施策を推進しています。

### (4)こども計画策定の目的

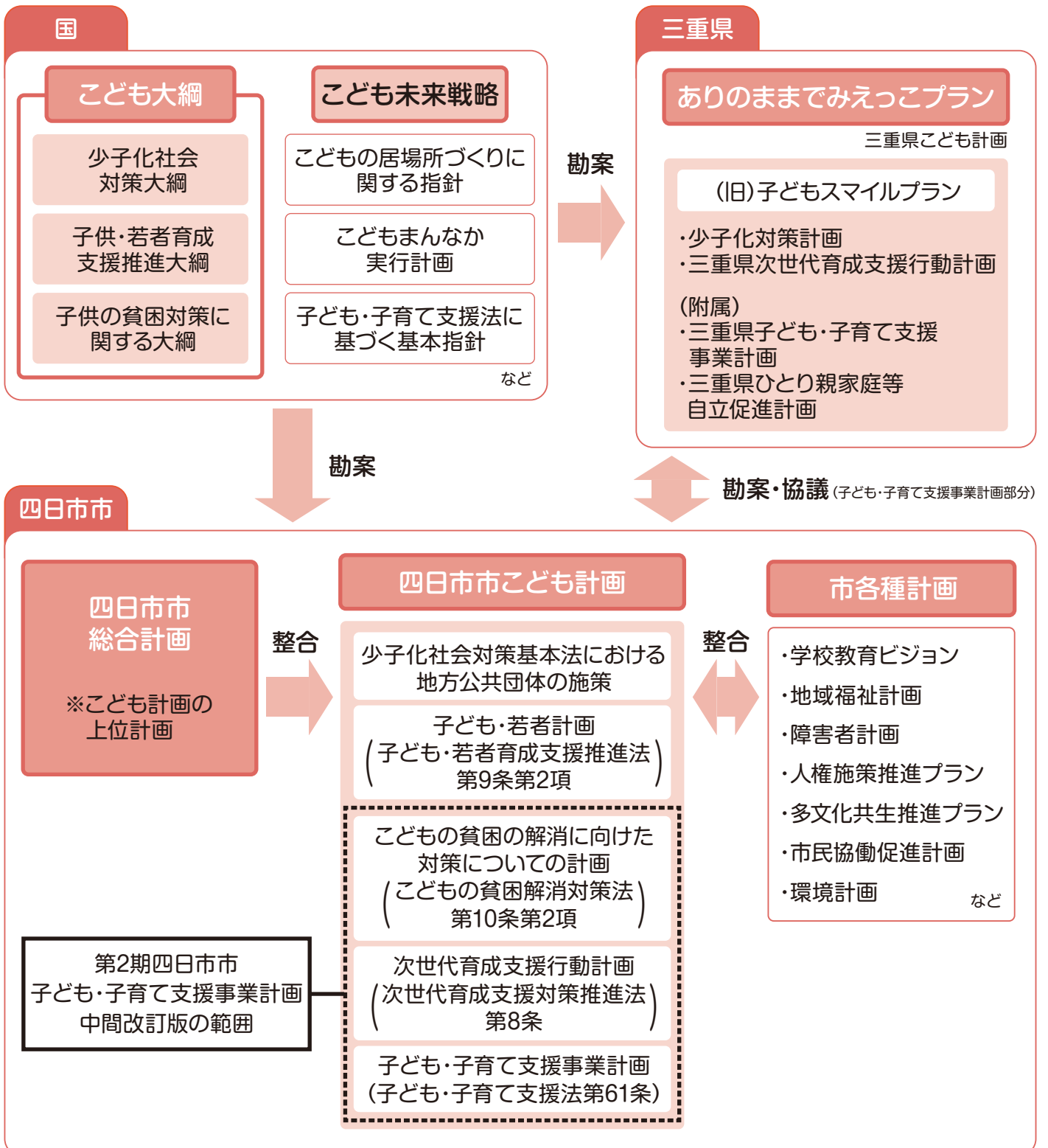
前述の「こども基本法」に基づく「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、常にこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の視点に立って施策を推進することが求められています。

こうした状況を踏まえ、本市においても「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者の視点に立ち、こども施策を総合的により一層推進し、社会全体の認識を変えていくため、「第3期四日市市子ども・子育て支援事業計画」(以下「第3期計画」という。)を包含する形で、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として、「四日市市こども計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」です。なお、本計画は、「少子化社会対策基本法における地方公共団体の施策」「子ども・若者計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」を一元化したものとして策定します。

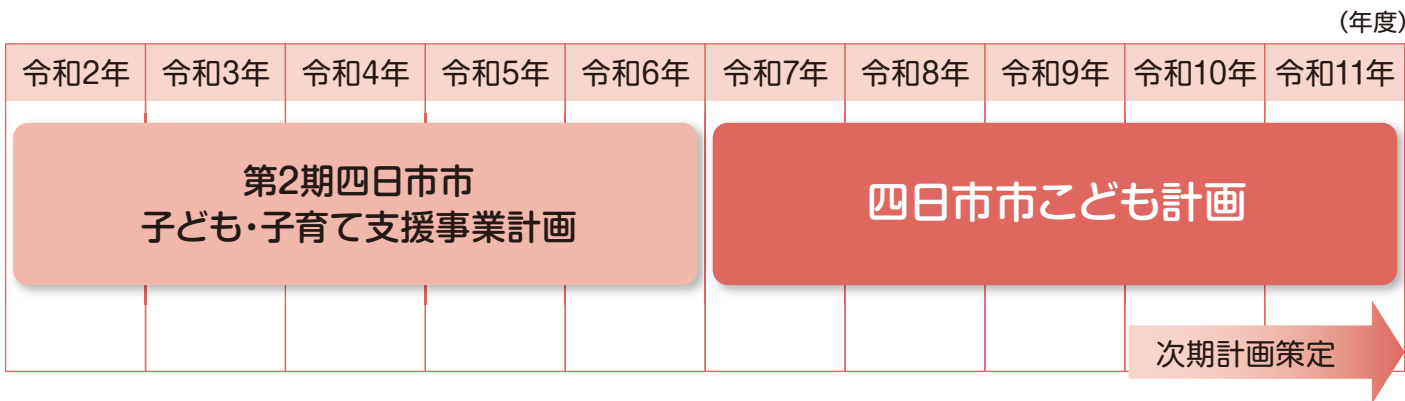
また、本計画の上位計画である「四日市市総合計画」をはじめ、その他各種計画との整合性を図るとともに、国の「こども大綱」、三重県の「ありのままみえっこプラン」を勘案して策定します。



### 3. 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、「こども大綱」は5年後を目途に見直しを行うこととされているため、本計画についても、5年後に見直しを行うこととします。ただし、国等の動向や推進施策の進捗状況、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。



### 4. 計画の対象

「こども基本法」における「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳までといった年齢で区切るものではなく、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にあるものとされています。また、「若者」については、法令上の定義はありませんが、「こども大綱」では、思春期・青年期の中学生年代から概ね30歳未満（一部施策によっては40歳未満）の者とされており、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、「若者」は青年期を明確に示す言葉として用いられています。

本計画における「こども」「若者」は以下の定義を用いるものとし、対象は本市の全てのこども・若者と子育て当事者、子育てに関わる個人・団体としますが、主に高校生年代までのこどもや子育て当事者を主たる対象とします。

